

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	応急仮設建築物の建築許可	
根拠法令・条項	建築基準法第85条第3項及び第5項	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	当該許可は、申請ごとで内容が異なるうえ、緊急避難的要素を考慮する必要も想定されるので、審査基準を設定することは、困難である。	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	